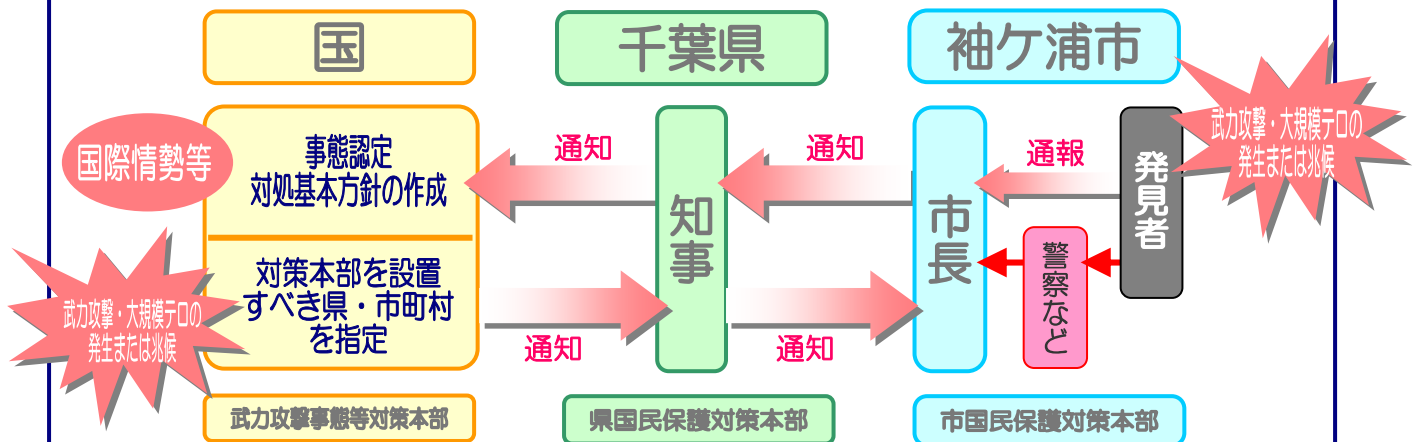


避難・救援・武力攻撃災害への対処の仕組み

実施体制

市は、国から県を通じて国民保護対策本部を設置するよう指定を受けた場合は、**袖ヶ浦市国民保護対策本部**を設置し、避難、救援など国民保護に必要な措置を総合的に推進します。



※市では、**国民保護対策本部**の設置以前の段階においても初動体制として、**国民保護等連絡室**や**国民保護等緊急対策本部**を設置し、迅速な対応を行うこととしています。

避難の仕組み

国は、武力攻撃や大規模テロ等から国民の生命、身体及び財産を保護するため緊急の必要があると認めるとき、警報の発令や避難措置の指示を行います。

これを受け、県は、警報の通知や避難の指示を行います。これらの情報は、テレビやラジオの放送で伝えられるとともに、市において市の防災行政無線等を通じて、住民のみなさまに伝達されます。

